

岡山県公報		発行 岡山県					
目次		担当課（室）		目次			
【告 示】 ○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正 （県例規集登載） ○ 特定施設の設置許可申請 ○ クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 ○ 保安林の指定施業要件の変更予定 ○ " ○ " ○ " ○ " ○ " ○ " ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 ○ 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧 ○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 ○ " ○ 道路の位置の指定		監理課 環境管理課 生活衛生課 治山課 " " " " " " 県民生活交通課 都市計画課 " " 建築指導課		○ " ○ 二級建築士の免許の取消し ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ " ○ 一般競争入札の実施 【選挙管理委員会】 ○ 政治団体の名称等の公表 ○ 政治団体の代表者等の異動 ○ 政治団体の解散 ○ 資金管理団体の名称等の公表 ○ 資金管理団体の届出事項の異動 ○ 資金管理団体の指定取消し " " " " " 選挙管理委員会 用度課		担当課（室）	

◎岡山県告示第三百七十七号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成三十年度分の補助金から適用する。

平成三十年六月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表土木部の部岡山県建築物耐震診断等事業費補助金の項中「（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第七条第二号に規定する建築物をいう。以下同じ。）」を削り、「二万千円」を「二万二千円」に改め、「で、かつ、延べ面積に三千五百円を乗じて得た額（延べ面積が千平方メートル以上の建築物にあつては、二百五十万円と延べ面積に千円を乗じて得た額との合計額）の十分の三以内。」を削り、同

部岡山県木造住宅耐震改修事業費補助金の項中

1 木造住宅の部
分耐震改修工事に要する費用

を

1 木造住宅の耐震改修工事に要する費用
2 木造住宅の部分耐震改修工事に要する費用

に、「2」を「3」に、「3」を「4」に、「1」を「1」に

については一住宅につき二十万円を、2に」に改め、同部岡山県要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業費補助金の項の次に次のように加える。

岡山県緊急輸送道路沿道建築物の耐震対策の促進	緊急輸送道路沿道建築物の補強設計に要する費用	補助対象経費の六分の一以内で、かつ、市町村が事業者に補助する費用
------------------------	------------------------	----------------------------------

表土木部の部岡山県空き家診断事業費補助金の項中「二万千円」を「二万二千円」に
改め、「(建築物の耐震改修の促進に関する法律第七条第二号若しくは第三号に規定す
る建築物をいう。)」を削る。

金	
2 緊急輸送道路 沿道建築物の耐 震改修に要する 費用	の四分の一以内
3 緊急輸送道路 沿道建築物の除 却に要する費用	

◎岡山県告示第三百七十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 アイサービス株式会社

住 所 広島県尾道市美ノ郷町本郷1番地123

氏 名 代表取締役 石井 敏権

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 アイサービス株式会社笠岡工場

所在地 笠岡市港町1番34, 1番36

平成30年6月29日 岡山県公報 第12003号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類		18の２－イ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施 設 （１）		18の２－イ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施 設 （２）		18の２－イ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施 設 （３）		18の２－イ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施 設 （４－①，②）		18の２－イ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施 設 （５－①，②）	
能 力		45 L／バッチ		50 L／バッチ		500本／時		2 枚刃 0.5 m m～40 m m 1 枚刃 2.0 m m～80 m m		50枚／分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		平成31年 4 月 30 日		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成31年 5 月 1 日		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等 の汚染状態の通常 の値及び最大の値 並びに当該汚水等 の通常の量及び最 大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	2	3	同左		1	2	同左		同左	
	p H	6.0～8.0	6.0～8.0			6.0～8.0	6.0～8.0				
	B O D（mg／L）	1,200	1,500			1,200	1,500				
	C O D（mg／L）	300	380			300	380				
	S S（mg／L）	450	570			450	570				
	油 分（mg／L）	350	440			350	440				
	T－N（mg／L）	50	70			50	70				
	T－P（mg／L）	12	15			12	15				

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成30年6月29日 岡山県公報 第12003号

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類		18の２－ロ 冷凍調理食品製造業の 用に供する湯煮施設 （６－①～③）		18の２－ハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 （７－①～⑤）		18の２－ハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 （８）		18の２－ハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 （９－①，②）		18の２－ハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 （10）	
能 力		200 L／バッチ		－		温水 120 L／分×0.15 M P a		－		6,000枚／時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		平成31年４月30日		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成31年５月１日		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚 水等の汚染状態 の通常値及び 最大の値並びに 当該汚水等の通 常の量及び最大の 量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	12	15	22	28	15	19	18	22	23	29
	p H	6.0～8.0	6.0～8.0	同左		同左		同左		同左	
	B O D（mg／L）	1,700	2,130	600	750						
	C O D（mg／L）	450	570	250	320						
	S S（mg／L）	500	630	300	380						
	油 分（mg／L）	450	570	180	230						
	T－N（mg／L）	70	90	40	50						
	T－P（mg／L）	16	20	10	13						

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成30年6月29日 岡山県公報 第12003号

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類		18の２－ハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (11)		18の２－ハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (12)		18の２－ハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (13)		18の２－ハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (14－①，②)		18の２－ハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (15)	
能 力		10,000枚／時		－		－		－		195秒／ラック	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		平成31年４月30日		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成31年５月１日		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び１日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等 の汚染状態の通常 の値及び最大の値並びに 当該汚水等の通常 の量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	40	50	6	7	10	12	9	11	4	5
	p H	6.0～8.0	6.0～8.0	同左	同左	同左	同左	同左	同左		
	B O D（mg／L）	600	750								
	C O D（mg／L）	250	320								
	S S（mg／L）	300	380								
	油 分（mg／L）	180	230								
	T－N（mg／L）	40	50								
	T－P（mg／L）	10	13								

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成30年6月29日 岡山県公報 第12003号

区	分	新 設	
種	類	18の2－ハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (16)	
能	力	－	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		平成31年4月30日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成31年5月1日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	2	3
	p H	6.0～8.0	6.0～8.0
	B O D (mg/L)	600	750
	C O D (mg/L)	250	320
	S S (mg/L)	300	380
	油 分 (mg/L)	180	230
	T－N (mg/L)	40	50
	T－P (mg/L)	10	13

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成30年6月29日 岡山県公報 第12003号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		新 設			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		A			
種 類 及 び 型 式		排水処理施設			
構 造		鉄筋コンクリート			
主 要 寸 法		12,090mm×24,690mm×6,250mm			
能 力		417m ³ /日			
処 理 の 方 法		油水分離＋生物流動床＋硝化液循環膜分離活性汚泥方式			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		平成31年4月30日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成31年5月1日			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	365	417	同左	
	p H	6.0～8.0	6.0～8.0	5.8～8.6	5.8～8.6
	B O D (mg/L)	960	1,200	10	15
	C O D (mg/L)	290	370	20	30
	S S (mg/L)	390	490	40	50
	油 分 (mg/L)	290	370	3	5
	T－N (mg/L)	50	70	10	20
	T－P (mg/L)	12	15	1	2
	大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数	3,000以下	3,000以下

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1		No. 2～11（雨水）	
区分	新設		新設	
	通常	最大	通常	最大
水量（m ³ ／日）	345	397	0	0
pH	5.8～8.6	5.8～8.6	－	－
BOD（mg／L）	10	15	－	－
COD（mg／L）	20	30	－	－
SS（mg／L）	40	50	－	－
油分（mg／L）	3	5	－	－
T－N（mg／L）	10	20	－	－
T－P（mg／L）	1	2	－	－
大腸菌群数（個／cm ³ ）	3,000以下	3,000以下	－	－

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成30年6月29日から同年7月20日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び笠岡市役所

平成30年6月29日 岡山県公報 第12003号

◎岡山県告示第三百七十九号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項に規定するクリーニング師の研修及び同法第八条の三に規定する業務従事者に対する講習を次のとおり指定する。

平成三十年六月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 主催者等の名称及び所在地

1 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目八番二号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人岡山県生活衛生営業指導センター

岡山市北区内山下一丁目三番七号 県土連ビル二階

電話番号（〇八六）二二二―三五九八

二 研修又は講習の開催年月日及び場所

平成三十一年二月三日（日曜日）

岡山市北区下石井二丁目六番四一号 ピュアリティまきび

三 研修又は講習の科目及び時間

1 クリーニング師の研修

ア 衛生法規及び公衆衛生 一時間

イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間

ウ 洗濯物の処理 一時間

エ 繊維及び繊維製品 一時間

2 業務従事者に対する講習

ア 衛生法規及び公衆衛生 一時間

イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間

ウ 洗濯物の処理 一時間

エ 繊維及び繊維製品 一時間

四 受講料

1 クリーニング師の研修 五千元

2 業務従事者に対する講習 四千五百円

◎岡山県告示第三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成三十年六月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
苦田郡鏡野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成三十年六月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
苦田郡鏡野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成三十年六月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
苦田郡鏡野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成三十年六月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
苦田郡鏡野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成三十年六月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
真庭市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成三十年六月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
真庭市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成三十年六月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
真庭市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔三一八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十年六月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年六月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人倉敷障害者リハビリテーションセンター

三 代表者の氏名

岡野 充裕

四 主たる事務所の所在地

倉敷市児島味野二丁目二番四三号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

社員の資格の得喪に関する事項、役員に関する事項及び会議に関する事項

〔三一九〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画第一種市街地再開発事業についての都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画第一種市街地再開発事業

二 都市計画の決定年月日

平成三十年六月十五日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課において縦覧に供する。

〔三二〇〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画高度利用地区についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画高度利用地区

二 都市計画の変更年月日

平成三十年六月十五日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課において縦覧に供する。

〔三二一〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画地区計画についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画地区計画（大多羅松崎地区地区計画、都市計画道路・福田一宮線沿線地区地区計画、岡山駅南地区地区計画、空港南産業団地地区計画）

二 都市計画の変更年月日

平成三十年六月十五日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課において縦覧に供する。

〔三二二〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令美作局 建第六〇〇六号 平成三十年六月二 十日		勝田郡勝央町岡字金政三〇番一	六・〇〇	二八・六八

〔三二三〕 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第二〇〇七号 平成三十年六月二 十一日		井原市下出部町字迫田一〇八番一、 一〇八番四の一部、一一〇番の一部	五・五〇、 五・六四	三五・〇〇

〔三二四〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

平成三十年六月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

平成三十年六月二十日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

寺坂 務 二級建築士 第六三八号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため

〔三二五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年六月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六一八一、六一八一三、六一八一四、六一八一五、
六一八一六、六一八一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区東畦一五五一 一一〇一

藤井 政孝

三 許可番号

岡山県指令建指第一四号

〔三二六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年六月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市野介代字才谷一三四六一、字三反田一六四九、一六五〇一、一六五〇一二、一六五〇一三、一六五一、一六五二一、一六五二二、一六五二八、一六五二九、一六五二一二、一六五三一、字才谷一三四六一地先から字三反田一六四九地先まで道、一六四九地先から一六五〇一三地先まで道、一六五〇一地先から一六五二一八地先まで道

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市加茂町青柳四〇一四

加茂繊維株式会社

代表取締役 角野 充俊

三 許可番号

岡山県指令建指第三三五号

〔三二七〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成三十年六月二十九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 429式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び平成30年度中期集中調達ノート型パーソナルコンピュータ仕様書（県民局及び地域事務所）（以下「仕様書」という。）による。

(3) 納入期限

平成30年10月31日（水）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成30年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年岡山県告示第43号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226－7538

(2) 申請書の提出期限

平成30年7月31日（火） 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）

電話（086）226－7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成30年6月29日（金）から同年7月31日（火）まで（岡山県の休日を定める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ115グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年8月9日（木） 13時10分

ただし，郵送等による場合にあつては，平成30年8月8日（水）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし，郵送等による場合にあつては，(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては，入札開始前及び開札開始後においては，入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は，一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を平成30年7月31日（火）17時までに，4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また，入札参加希望者は，契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には，それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :
Notebook type Personal Computer 429 Units

(2) Delivery date :

By 31 October (Wednesday) , 2018

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

1 :10 P.M. 9 August (Thursday) , 2018 (by mail 5:00 P.M. 8 August (Wednesday) , 2018)

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies

Division

2－4－6, Uchisange, Kita—ku, Okayama—shi, Okayama—ken, 700—8570,
Japan

TEL 086—226—7540

◎岡山県選管告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成三十年六月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

一以上の市町村等

の区域を単位として設けられる支部

届出年月日

自由民主党岡山県岡山市第二十四支部

山田正幸

岡本一章

岡山市東区金田一六〇〇

〇

平成三〇・五・三一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

自治体議員フォーラムおかやま

小林寿雄

尾上武志

岡山市北区京町一三一五高田ビルF

平成三〇・五・二

税理士による山下たかし後援会

横山雅一

逢坂典久

〃 〃 下石井二一八一六

〃 〃 五・一六

田野孝明後援会

田野孝明

田野孝明

勝田郡勝央町岡二七七一三ビュアライフ勝央二〇二号

〃 〃 五・二九

中島ひろし後援会

中島浩史

鈴木信雄

津山市東一宮一一五六一三七

〃 〃 五・八

福田つかさ後援会

神崎寛子

服部美保子

岡山市北区津島笹が瀬五一二一

〃 〃 五・二八

政岡大介後援会

政岡大介

政岡早苗

津山市院庄六二三一〇

〃 〃 五・八

真鍋かずたか後援会

長久啓太

長久啓太

都窪郡早島町早島四五九二一一二

〃 〃 五・二九

山崎親男後援会

武田正彦

植木卓

苫田郡鏡野町中谷三八七一

〃 〃 五・一五

◎岡山県選管告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成三十年六月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岡山県建設業支部	荒木雷太	代表者の氏名	荒木雷太	村社勝	平成三〇・五・二〇

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
大舌いさお後援会	落合清三	政治団体の名称	大舌いさお後援会	大舌勲後援会	平成三〇・五・一四
〃	〃	代表者の氏名	落合清三	森本潔	〃
岡山県医薬品登録販売者政治連盟	竹原裕雅	〃	竹原裕雅	天野ひろみ	平成二九・五・二六
岡山県建設政治連盟	荒木雷太	〃	荒木雷太	村社勝	平成三〇・五・二〇
黒石健太郎後援会	黒石健太郎	主たる事務所の所在地	岡山市中区海吉一二六四―四	岡山市北区表町一―三―八	〃
佐藤辰美後援会	佐藤辰美	代表者の氏名	佐藤辰美	小野圭亮	〃
瀬戸内交流会	雨宮直子	〃	雨宮直子	雨宮紘一	平成二九・一二・一二
藤澤正則後援会	磯田満男	会計責任者の氏名	横木之人	横木正一	平成三〇・五・一六
山田雅徳後援会	山田雅徳	主たる事務所の所在地	総社市中央三―一二―一〇五総社リトルハイツ一棟一〇七号室	総社市中原七七四ジョーアル三〇―一	〃
わかたび啓太後援会	若旅啓太	代表者の氏名	若旅啓太	松川高清	〃

◎岡山県選管告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成三十年六月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

希望の党岡山県衆議院第2選挙区支部

津村啓介

平成三〇・五・七

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

片岡しげお後援会

難波作吉

平成二九・一二・三一

片山虎之助吉備政経研究会

小林淳郎

平成三〇・五・二〇

片山虎之助精義後援会

松田久

〃

片山虎之助千里会

荒木雄一郎

〃

加藤高明後援会

加藤高明

〃 五・一七

虎山会

新次郎

〃 五・二〇

下川倫史後援会

下川倫史

平成二九・一二・三一

瀬戸内交流会

雨宮直子

平成三〇・三・二七

竹内洋二後援会

秋山実

平成二九・一二・三〇

ふるさと総社を守る会

吉富陸夫

〃

真鍋かずたか後援会

長久啓太

平成三〇・五・一六

山崎親男後援会

武田正彦

平成二九・一二・三一

◎岡山県選管告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

平成三十年六月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
田 野 孝 明	岡山県議会議員	田野孝明後援会	勝田郡勝央町岡二七七一三ピュアライフ勝央二〇二号	平成三〇・五・二八
中 島 浩 史	津山市議会議員	中島ひろし後援会	津山市東一宮一一五六―二七	〃 五・八
若 旅 啓 太	和气町議会議員	わかたび啓太後援会	和气郡和气町日室三二七―サンライズTE棟二〇一	〃 五・一五

◎岡山県選管告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成三十年六月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
黒石健太郎	黒石健太郎後援会	主たる事務所の所在地	岡山市中区海吉一二六四―四	岡山市北区表町一―三一八	平成三〇・五・一五

◎岡山県選管告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。
平成三十年六月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

雨宮紘一

加藤高明

下川倫史

資金管理団体の名称

瀬戸内交流会

加藤高明後援会

下川倫史後援会

資金管理団体で

なくなった年月日

平成二九・一二・一二

平成三〇・五・一七

平成二九・一二・三一